千葉市科学館

指定管理者募集要項

令 和 ３ 年 ８ 月 ３ 日

千葉市教育委員会

目　次

１　指定管理者募集の趣旨　……　p.2

２　募集要項等の定義　……　p.2

３　公募の概要　……　p.3

４　管理対象施設の概要　……　p.4

５　指定管理者が行う業務の範囲　……　p.6

６　市の施策等との関係　……　p.7

７　指定管理者の公募手続　……　p.9

８　応募に関する事項　……　p.12

９　経理に関する事項　……　p.17

１０　審査選定　……　p.19

１１　関係法規　……　p.20

１２　参考資料　……　p.20

１３　そ の 他　……　p.21

＜募集要項等に関する問合せ先＞

千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
〒260-8730　千葉市中央区問屋町１番３５号
千葉ポートサイドタワー１１階
電話　043(245)5958　FAX 043(245)5992
Eメール　shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp

1　指定管理者募集の趣旨

千葉教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）では、千葉市科学館の管理に指定管理者制度を導入しています。

平成１５年９月の地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものです。

このたび、教育委員会では令和４年３月３１日をもって現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、令和４年４月１日からの指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２抜粋〕

第１項及び第２項（略）

3　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2　募集要項等の定義

本募集要項は千葉市科学館の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

「管理運営の基準」：教育委員会が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を示すもの

「様　　式　　集」：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

3　公募の概要

（１）管理対象施設

千葉市科学館（以下「本施設」といいます。）

（２）指定期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日

（３）業務の内容

指定期間内の本施設の管理業務（詳細は、管理運営の基準によります。）

（４）選定の手順

公募から選定までの手順については、以下のとおりです。

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。１１ページ参照）における審査を経て、第１順位から第３順位までの団体を選定します。第１順位の応募者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、教育委員会は第２順位、第３順位の応募者と順次協議を行います。

1	募集要項等の公表・配布	令和３年　８月　３日(火)　～
2	募集要項等に関する説明会	令和３年　８月１０日(火)
3	募集要項等に関する質問の受付	令和３年　８月１１日(水)　～ 令和３年　８月１７日(火)
4	募集要項等に関する質問の回答	令和３年　８月２６日(木)
5	指定申請書（提出書類）の提出期間	令和３年　９月　２日(木)　～ 令和３年　９月　８日(水)
6	８（６）による失格者への通知	令和３年　９月１７日(金)
7	選定評価委員会によるヒアリング、選定（書類審査）の実施（ヒアリングについては必要に応じて実施）	令和３年１０月上旬　※予定
8	選定結果の通知	令和３年１０月２１日(木)
9	仮協定の締結	令和３年１１月　※予定
10	指定議案の提出 (令和３年第４回定例会)	令和３年１２月　※予定
11	指定管理者の指定・協定の締結	令和４年　１月　※予定

※補足

1. ５の提出期間後、提出書類の不備、提案書の作成基準違反（８（７）イ参照）、提案書の記載不明瞭などにより、市から、一定の期間を定めた上で提出書類の追加提出、修正等を指示する場合があります。
2. 市が定めた期間内に指示どおりの修正がなされない場合は、失格とする場合があります。
3. また、提出書類の不備等が著しいものである場合は、市から修正の指示をすることなく、失格とする場合があります。

4　管理対象施設の概要

（1）設置目的等

条例上の設置目的	千葉市科学館設置管理条例（平成１８年千葉市条例第４４号。以下「設置管理条例」といいます。） 第１条　本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の創造力のかん養を図り、市民文化の発展に寄与するため、次のとおり千葉市科学館(以下「科学館」という。)を設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	本施設は、千葉市科学都市戦略の基本理念「こどもから大人まで、すべての市民が日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる、科学都市を創造する」に基づき、市民が科学・技術に触れ合い、ライフスタイルに科学が浸透する機会を提供する生涯学習施設としての役割を担っている。 また、本施設のコンセプトは、「参加体験型の科学館」と、人から人へのコミュニケーションを大切にした「人が主役となる科学館」である。 なお、本施設が設置されている複合施設〔Qiball（きぼーる）〕全体のコンセプトは、「情報発信拠点及びこども・子育て支援拠点」となっており、中心市街地再開発を目的とした複合施設内の施設の一員として、交流と賑わいを生む役割も担っている。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	・幅広い年齢層の市民を対象に、科学に関する知識の普及及び啓発に寄与すること ・学校教育と連携して、青少年の創造力のかん養を図り、科学や技術に対する興味関心を高めること

（2）施設の特徴

本施設は複合施設の７階から１０階の４フロアで構成されており、その概要は次の通りです。

７階（エントランス）	受付、待合フロア、企画展示室、プラネタリウム室、館長室、事務室、ミュージアムショップで構成されています。
８階（ワンダータウン）	錯視→音→光→数学の流れで構成されます。身近にある不思議な事象について体験型展示品をとおして、楽しみながら学べるエリアとなっています。
９階（テクノタウン）	技術の歴史、生活の中にある技術、さらに最先端の科学を支える技術など、幅広く扱う。技術をテーマにしたエリアとなっています。
１０階（ジオタウン）	地球と宇宙をテーマとしたフロアです。気象、岩石、宇宙探査、環境等の地球科学全般を扱っています。また、幼児を対象とした展示エリアとして「たんQひろば」を併設しています。

この他、各階に科学実験室・科学工作室・探究実験室等の諸室があり、科学に関するイベントや講座を開催し、市民の日常生活に科学を融和させるための環境づくりを進めています。また、各階に設置されたワークショップ・ターミナルでは毎日科学工作等の参加体験型のイベントを開催しており、本施設の特色となっています。

プラネタリウムは直径２３ｍ、席数２００の大型のものであり、光学式恒星投影機とデジタル映像システムを備えたハイブリッド型となっています。なお、光

学式恒星投影機は令和３年にオーバーホールを予定し、デジタル映像システムは平成２６年に機器交換を済ませています。

常設展示として８～１０階に１４４点の展示品があり、このうち３９点については、令和３年秋より同４年９月までの間でリニューアル更新を予定しています。

（３）施設の概要

所 在 地	千葉市中央区中央４丁目５番１号
施設規模	●複合施設全体 敷地面積：7,122.28㎡（バス駐車場508.15㎡） 延べ面積：50,755.09㎡（商業棟含む） ●本施設 科学館全体面積：13,066.28㎡（共用部分4,615.92㎡含む） 各階フロア諸室面積 ・地下1階フロア（354.36㎡）：備品庫 ・6階フロア（214.00㎡）：プラネタリウム機械室、備品庫 ・7階フロア（2,237.00㎡）：エントランスホール、サイエンスアート広場、企画展示室、プラネタリウム室、ミュージアムショップ、館長室、事務室 ・8階フロア（1,862.00㎡）：常設展示室(1)、科学実験室、講義室 ・9階フロア（1,869.00㎡）：常設展示室(2)、科学工作室 ・10階フロア（1,914.00㎡）：常設展示室(3)、探究実験室 ・屋上32㎡（床面積に含めず）：リモート天文台
施設構造	鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階・地上15階・塔屋1階建）
施設概要	施設内容：各階施設 （1～2階）民間商業施設 （3～5階）千葉市子ども交流館 （6階）千葉市子育て支援館 （7～10階）本施設 （11階）千葉市中央区役所 （12～15階）千葉市中央保健福祉センター 駐車場：共有機械式駐車場　313台収容可 バス駐車場（大型バス専用）　４台収容可 開館時間：9:00～19:00 ただし、プラネタリウム室の開館時間は午前9時から午後8時までとする。 プラネタリウム室におけるプラネタリウムの投影時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。 休 館 日：年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日） 科学館の施設の保守点検に要する日として教育委員会が別に定める日。 ※指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、上記の休館日に開館することができる。

（４）指定管理者制度導入に関する教育委員会の考え

本施設では、指定管理者制度導入により、市民サービスの向上を図るとともに、生涯学習施設として学校教育支援を充実させることや、さらに多くの市民に本施設を利用してもらうという効果を見込んでいます。

したがって、教育委員会としては、この制度導入効果を達成するため、指定管理者のノウハウを活用し、様々なニーズへの対応や、魅力的な事業の実施、施設の利用促進、広報・プロモーション活動などにより、施設の利用者満足度の向上、市内学校団体利用の促進、さらなる来館者の増加に寄与することを期待します。

また、本施設の管理運営において教育委員会が設定する成果指標及び数値目標は以下のとおりです。

成果指標 （年間）	①　入館者数（合計） ②　利用者アンケートにおける利用者満足度（再来館の意思の項目で、「是非来てみたい」と「機会があれば来てみたい」を合わせた割合） ③ 市内小学校団体利用の割合（出前授業を含む）
数値目標 （年間）	①　４００，０００人（合計） ②　９７％ ③　１００％

※大規模災害や感染症まん延など、通常では想定できない特別な事情が発生した場合は、数値目標に対する評価について、教育委員会及び指定管理者の双方で協議するものとする。

Chiba City Museum of Science 千葉市科学館

科学館ロゴ

5　指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、本施設の管理（それに付随する設備の管理を含む）とします。詳細は管理運営の基準を参照してください。

（１）指定管理者の必須業務の範囲（市から支払う指定管理料に含まれる業務）

ア　科学事業の実施に関する業務

①　基本的業務
- 広報、プロモーション業務
- 科学館、プラネタリウム発券業務
- 接客業務
- 情報管理業務
- 緊急時対応業務

②　展示事業
- 常設展示業務
- 企画展示業務

③　教育普及事業
- 講座等運営業務
- 学校支援業務
- 研修支援業務

④　プラネタリウム事業

・プラネタリウム機器等管理業務
・投影業務（一般投影業務、学習投影業務）
・投影プログラム作成業務
・天文普及業務

⑤　ボランティア事業
・科学館ボランティア募集・育成業務
・科学館ボランティア活動支援業務

⑥　科学都市戦略事業

⑦　その他事業
・ミュージアムトライアングル連携事業
・リピーター対策事業
・ミュージアムショップ運営事業

イ　入館の制限等に関する業務

ウ　維持管理業務
①　保守管理業務（１００万円以内の修繕を含みます。）
②　什器・備品管理業務
③　科学館バス駐車場管理業務
④　廃棄物処理業務

エ　経営管理業務
①　事業計画書の作成業務
②　事業報告書の作成業務
③　管理規定・マニュアル等作成業務
④　事業評価業務
⑤　関係機関との連絡調整業務
⑥　指定期間終了時の引継業務
⑦　その他の業務

（２）自主事業として行うことができる事業（市から支払う指定管理料に含まれない業務）

ア　施設の興行の企画・誘致業務
①　特別講座運営事業
②　プラネタリウム特別投影事業

イ　その他業務

※　管理運営の基準にない業務は、指定管理者自ら必要な許可等を取得し、教育委員会の承諾を得た上で実施することになります。
　また、本施設では、自動販売機設置は市の公募貸付によるものとするため、指定管理者の自主事業として行うことはできません。

（３）再委託について

ア　管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分（学校支援業務、投影業務、ボランティア事業等の指定管理者のノウハウを生かすべき業務など）を第三者に再委託することはできません。

イ　業務の再委託に当たっては、教育委員会の承認が必要となります。

６　市の施策等との関係

指定管理者は、公の施設の管理等に関する業務を市に代わって行います。したが

って、指定管理者には一定の公的責任が問われ、市の施策等については、市と同様に行うことが求められます。市の施策等については、概ね年に１回程度、市が指定管理者に対して研修会や説明会を実施します。

（１）施策理解

指定管理者は、本施設の所有者である市の施策を理解の上、業務等を実施することを基本とします。これは、市の実施する各種事業に対し協力することはもちろん、事業を市と共催する提案を拒むものではありません。しかしながら、事業の実施や施設の維持管理について追加経費の支払を担保するものではありません。

（２）市民との協働

本施設運営にあたっては、市民、NPO等の市民団体との協働若しくは活動の場の設定を、ボランティア育成、講座の運営委託等において配慮する必要があります。

（３）千葉市科学都市戦略

市では、こどもから大人まで、すべての市民が、日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる、科学都市を創造するため、「千葉市科学都市戦略の推進」に取り組んでいます。

本施設は、千葉市科学都市戦略のキーステーションとなり、大学等研究機関、教育機関、産業界、市民団体等の連携を深め、既存事業の充実、新規事業の創出に向けた有機的なネットーワークを構築していく必要があります。また、本施設は、市と協力しながら、総合的な科学の祭典「科学フェスタ」を開催し、市民が気軽に科学・技術に触れ合う機会を創出することが求められます。

（４）賑わいの創出

科学館が設置されている「きぼーる」は、中心市街地の活性化に寄与することが期待されています。科学館としては、「ミュージアムトライアングル連携事業」の一翼を担う施設として、近隣の千葉市美術館、千葉市立郷土博物館との連携を強化して文化に触れやすく楽しめる環境づくりを図るとともに、周辺地域の商店街、団体等と積極的に協働していくことにより、中央地区の魅力向上や賑わいを生みだすことが求められています。

（５）市内産業の振興

指定管理者が本施設の管理を行うに際し、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせる等の場合は、原則として市内業者を対象とし、必要に応じ準市内業者、市外業者と対象を拡大していくものとします。

※　「市内業者」＝千葉市内に本店又は主たる事務所を有する者
　　「準市内業者」＝千葉市内に支店・営業所等を有する者

（６）市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して千葉市民の雇用を図るとともに、現在の施設職員の継続雇用について配慮してください。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際して、率先して障害者雇用を促進する必要があります。

（７）男女共同参画社会の推進

千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成１４年千葉市条例第３４号）では、市は、全ての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指すとしています。

指定管理者にも、性別にとらわれない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組といった、男女が働きやすい職場環境の整備が求められます。

（８）環境への配慮

千葉市環境基本条例（平成６年千葉市条例第４３号）では、市は環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めるとしています。

指定管理者にも、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供等の具体的な取組が求められます。

（９）災害時の対応

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）では、地方公共団体の区域内の防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならないものとされています。

本施設は千葉市地域防災計画上の避難所に指定されており、指定管理者は、公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市とともに災害対応を行っていく責務を負っていることを十分に認識しておく必要があります。

（10）暴力団の排除

指定管理者は、千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）に基づく事業者の責務を果たすほか、指定管理者の業務から暴力団を排除するために必要な措置を講ずるものとします。

（11）感染症への対応

指定管理者は、施設内の定期的な消毒や入館者への手指消毒の励行など、感染症の拡大防止対策に努めるものとします。

また、国・県・市から感染拡大防止に関する通知が発出された場合は、これに従うものとします。

7　指定管理者の公募手続

指定管理者の選定の手順については、３ページにあるとおりです。

ただし、問合せ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く開庁日の午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで（以下「開庁時間等」といいます。）に受け付けます。

（１）募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）

募集要項等に関する説明会を以下のとおり行います。

ア　開催日　令和３年８月１０日（火）
イ　時　間　午前１０時００分から１１時３０分まで（予定）
ウ　場　所　千葉市科学館講義室（８階）
エ　集合時刻　午前９時３０分　科学館７階の受付まで直接お越しください。
オ　参加人数　各団体２名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組

む場合は、各構成団体につき２名以内とします。

カ　参加申込　説明会に参加を希望する団体については、８月５日（木）午後４時までに出席する旨を問合せ先（目次のページ参照）までＥメール又は持参によりお申し込み下さい（電話不可）。

キ　その他

（ア）説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

（イ）本説明会では、会場において千葉市科学館に関する詳細図面を閲覧することができます。なお、詳細図面については、本説明会終了後、提出書類等の提出締切日までの間、千葉市教育委員会生涯学習振興課において閲覧することができます。閲覧は開庁時間等で、できることとします。

（ウ）詳細図面に関しては、説明会当日【８月１０日（火】にCD-Rを貸与します。貸与を希望される場合には、説明会当日に申し出てください。

（２）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問書を以下のとおり受け付けます（様式集参照）。

なお、原則として、質問できる団体は説明会に参加した団体に限ります（それ以外の団体からの質問に対しては、回答しない場合があります）。

ア　受付期間　令和３年８月１１日（水）から８月１７日（火）開庁時間等で
（上記期間内に質問がなされない場合、回答いたしません。）

イ　提出場所　問合せ先に同じ

ウ　提出方法　質問書の受付は、Ｅメール又は持参によるものとします。

（３）募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和３年８月２６日（木）（予定）に、市ホームページの生涯学習振興課のページで行います。

（http.://www.city.chiba.jp./kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu）
（質問書の書式もダウンロードできます。）

（４）提出書類の提出

提出書類（１４ページ参照）を以下のとおり受け付けます。

ア　受付期間　令和３年９月　２日（木）から９月８日（水）午後４時まで

イ　提出場所　問合せ先に同じ

ウ　提出方法　提出書類を上記の提出場所に直接持参してください。

なお、提出方法は直接持参に限り、郵送・ＦＡＸ・Ｅメール等による提出は、お断りします。また、別に定める書式以外の書類についても、お断りします。

（５）千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会への諮問

選定評価委員会に諮問し、その答申内容を尊重して選定を行います。選定評価委員会の概要は以下のとおりです。

ア　所掌事務　応募者の中から指定管理予定候補者の選定を行います。

イ　委員構成　財務、法務その他の学識経験を有する者等の外部委員で組織します。

ウ　その他　選定評価委員会の会議は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市

条例第５２号）第２５条（会議の公開）の規定により、原則公開で開催されますが、同条ただし書の規定に該当する場合には非公開となります。

（６）ヒアリングの実施

提案書等の審査に当たり、以下のとおり応募者に対するヒアリングを実施します。

ア　開催日時　令和３年１０月上旬（予定）
イ　開催場所　後日連絡します。
ウ　留意事項
（ア）出席者は１応募者につき５名以内とし、提案書中の体制表に基づく統括担当者及び各主要担当者については、必ずご出席ください。ただし、出席者は、応募者及びその構成員に所属する方に限ります。
（イ）ヒアリングは３０分以内を予定しています。

（７）選定結果の通知

選定結果は、選定終了後、全ての応募者（共同事業体等にあっては、代表団体）に対して速やかに文書で通知します。

（８）選定結果の公表

全ての応募者へ通知した後、以下の事項を、市ホームページにより公表します。

ア　指定管理予定候補者並びに第２順位及び第３順位の応募者の名称
イ　選定経過
ウ　選定理由
エ　応募者数及び応募者の名称
オ　選定評価委員会の答申の概要（各応募者の審査項目（小項目）ごとの採点結果を含みますが、第４順位以下の応募者については、名称をアルファベットにより表記します。）

（９）仮協定の締結

教育委員会は、第１順位の指定管理予定候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。仮協定書の内容は、原則として別添資料のとおりです。第１順位の指定管理予定候補者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、教育委員会は、第２順位、第３順位の応募者と順次協議を行います。

なお、仮協定締結までの期間に、８（６）に掲げる失格となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。また、仮協定の締結後に失格となる事項に該当することとなった場合には、軽微な事由と認めるときを除き、指定管理者の指定は行いません。

（10）指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結

（９）の仮協定締結後、令和３年第４回千葉市議会定例会の議決を経て、教育委員会は指定管理予定候補者を指定管理者として指定し、基本協定書を締結します※。基本協定書の内容は、原則として別添資料のとおりです。

なお、千葉市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が本施設の指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含みます。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承く

ださい。

※　協定書の締結に当たっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の要否については、個別に税務署に確認していただくようお願いいたします。

8　応募に関する事項

（１）応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

ア　法人その他の団体であること（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）。

イ　千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体（株式会社を除きます。）でないこと。

ウ　市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと（現に入札参加資格を有するかは問いません。）。

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと。

オ　千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ　千葉市税の特別徴収義務者にあっては、特別徴収を実施していること。

キ　申請用様式第４号「労働条件チェックリスト」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であること（過去の法令違反の有無は問いません。）。

ク　募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあっては、これらの滞納がないこと。

ケ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

コ　当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。）が、千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は第９条第１項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（２）共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可能です。共同事業体として応募する場合には、代表団体及び責任割合を明記した書類を教育委員会に提出してください。また、提出書類については、（７）に示す一部の書類を除き、構成団体全てについて提出してください。

選定中及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成団体全てを協定当事者とします。したがって、原則として構成団体の変更は認められません。

（３）事業協同組合又は事業協同小組合の応募

中小企業協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合又は事業協同小組合（以下「事業協同組合等」といいます。）が応募する場合は、実際に指定管理業務を行う「担当組合員」を明記した組合構成員表を教育委員会に提出するとともに、提出書類については、（７）に示す一部の書類を除き、組合と併せて担当組合員についても提出してください。また、原則として担当組合員の変更は認められません。

（４）有限責任事業組合の応募

有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）に基づく有限責任事業組合（ＬＬP.）が応募する場合は、共同事業体による応募に準じて、（７）に示す一部の書類を除き、組合と併せて全ての組合員について提出書類を提出してください。また、原則として組合員の変更は認められません。

（５）重複提案の禁止

１団体１応募とし、複数の応募はできません。（２）～（４）の構成団体、組合員は、全て応募者とみなします。

（６）失格

申請者（ア・エについては、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組合員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組合員）が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア　募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。
イ　指定申請書に添付する収支予算書において、９（１）イに示す基準額を超える額の指定管理料の提案をしたとき。
ウ　複数の提案書を提出したとき。
エ　選定評価委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触をした事実が認められたとき。
オ　提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
カ　提出期限までに所定の書類を提出せず、又は提出した書類に著しい不備があったとき。
キ　提出書類について教育委員会から修正の指示があった場合で、教育委員会が定めた期限までに教育委員会の指示どおりに修正を行わなかったとき。
ク　提出書類に定める書類以外の書類を提出したとき。

（７）提出書類

ア　指定申請書関係

様式集を参照の上、以下の書類を提出してください。

ただし、選定評価委員会における審査において、以下の書類以外についても提出を求める場合があります。

なお、（ア）の指定申請書を除き、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組合員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組合員について提出してください。

（ア）指定申請書
（イ）指定申請の日に属する事業年度の前３事業年度における計算書類等
※　成立の日から３事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録を提出してください。
（ウ）定款、規約、組合契約書（有限責任事業組合の場合）その他これらに類する書類
（エ）設立に登記を要する法人等にあっては、登記事項証明書
（オ）役員（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含みます。）の名簿

（カ）団体の概要
（キ）納税証明書等
（ク）印鑑証明書
（ケ）労働条件チェックリスト（必要に応じて、労働関係法令遵守に係る申出書）
（コ）障害者雇用に関する資料
（サ）指定申請に係る誓約書

共同事業体、事業協同組合等、有限責任事業組合での応募の場合は、以下の書類も提出してください。

【共同事業体】
（シ）共同事業体構成員表
（ス）委任状（共同事業体構成員用）
（セ）構成員間での契約書等

【事業協同組合等・有限責任事業組合】
（ソ）事業協同組合等構成員表又は有限責任事業組合構成員表

イ　提案書関係

千葉市科学館管理規則第９条（平成１８年千葉市教育委員会規則第７号）に定めるところにより、指定申請書に添付する指定期間に属する各年度における本施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書を別添様式集に定めるところにより作成してください。なお、手書きでの作成は認めません。

提案書の紙質等については特に指定はありませんが、様式集に示す提案書様式第１号から第３２号により作成し、両面印刷でＡ４縦の簡易な製本にしてください。

提出部数は、２０部です。

【提案書の作成基準】

提案書の作成に当たっては、以下の基準を厳守してください。

明らかに以下の基準を満たさないと認められる提案書は、教育委員会から修正を指示します。

教育委員会から修正の指示をした場合において、指示どおりの修正が行われないときは、当該審査項目の得点は０点となります（「10　審査選定」参照）。

・提案書様式に記載されている制限枚数内で作成すること。

・提案書様式の書式を変更しないこと。
（余白）上１５mm、下２５mm、左３０mm、右３０mm
（１行の文字数）４０字　（１ページの行数）４２行
※　枚数制限等の注意書きは削除可能
（段落設定の行間）１行
ただし、表の場合は、段落設定の行間を１２ポイント以上とすることができる。

・フォントサイズを１０ポイント以上とすること。
ただし、図又は表の中の文字は８ポイント以上とすることができる。

※　ヒアリングは提案書をもとに行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。また、提案書と別にヒアリング用資料を提出することはできません。

（８）留意事項

ア　申請の取下げ

応募者（構成団体を含みます。）の倒産、解散等の事情により、申請を取り下げる場合は、指定申請の取下申出書を提出してください。

イ　提案内容変更の禁止

教育委員会から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ　提案書に不備があった場合の採点方法

提案書が（７）イに記載する提案書作成基準のほか募集要項や提案書様式に定める形式に従っていない場合（制限枚数の超過など）、教育委員会から修正を指示します。教育委員会から修正の指示をした場合において、指示どおりの修正が行われないときは、当該審査項目の得点は０点となります（「10　審査選定」参照）。

また、不備が著しい場合は、修正の指示をすることなく失格とする場合があります。

エ　提出書類の取扱い

（ア）応募者が教育委員会に提出した書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、教育委員会は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

（イ）指定管理者に指定された場合、当該団体が提出した提案書及び定款等は、市政情報室において、個人情報を除き、全て公表されます。

（ウ）指定管理予定候補者の提出書類に記載された内容については、指定前であっても、市議会における議案の審査等において、教育委員会が公表することが不適当と認めるものを除いて公表します。

（エ）その他、全ての応募者の提出書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されます。

※　千葉市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、例として、次回の応募に支障が生じるおそれがあるという抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しません。これは、指定管理者選定過程の透明性を図るためであり、特に、指定管理者又は指定管理予定候補者の提出書類に記載された情報については、個人情報等を除き、原則として不開示情報として認められませんのでご了承ください。

オ　費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、

運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

（９）保険

市は本施設に関し以下の保険に加入しています。指定管理者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなります。

なお、その一つである施設賠償責任保険については、指定管理者特約条項を付帯し、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者等を保険金請求者として加入することとします。当該保険からの保険金支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応することを原則とします。

※市が加入している保険

・市有物件建物総合損害共済
・全国市長会市民総合賠償補償保険

※現在の指定管理者が加入している保険

・施設管理者賠償責任保険
・火災保険（展示構造物を対象とするもの。）
・自動車管理者賠償責任保険（バス車体を対象とするもの。）
・ＩＴ業務賠償責任保険（情報漏洩限定プラン）
・運送保険（業務用の現金・小切手等の保管・輸送リスクに対応するため。）
・国内旅行傷害保険（館外活動におけるリスクに対応するため。）

（10）応募の制限

応募者は、以下の要件を満たす者を構成員に含まないこととします。

・　プラネタリウム機器製作者である株式会社五藤光学研究所又は当該受託者と資本関係もしくは人的関係を有する者

（11）その他

ア　説明会・現地見学会等、定められた機会を除き、応募のために教育委員会からの資料提供を行うことはありません。応募者は、教育委員会が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ　教育委員会が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

・公知となっている情報
・第三者により合法的に入手できる情報

9　経理に関する事項

本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。

（1）指定管理者の収入として見込まれるもの

ア　利用料金収入

市が設置管理条例で規定する額の範囲内で、教育委員会の承認を得て定めることができます。なお、設置管理条例第１０条の減免規定の詳細な基準については、管理運営の基準を参照してください。

なお、指定期間中に条例で規定する額を変更する可能性があります。それに伴い利用料金を改定した場合の指定管理料は別途協議します。

イ　指定管理料

利用料金制度を導入することから、適正に算出された本施設の管理運営経費の合計金額から、提案書等に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入を差し引いた額を、指定管理料として市が指定管理者に支払うものとします。

（指定管理料＝管理運営経費－利用料金収入見込額）

＜指定管理料の基準額について＞

指定期間全体の指定管理料の基準額は、２,０７１,０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）です。応募に当たっては、基準額以内の額で指定管理料を提示してください（収支予算書において基準額を超える額を提示した場合は、失格とします。）。

なお、市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度、市と指定管理者の協議の上、決定するものとします。

ウ　自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

ただし、興行主（指定管理者が自ら興行主となることも可能）は、利用料金を指定管理者に、または、利用料金以外の行政財産の使用料が必要な場合にあっては、所定の手続後、所定の使用料を市に支払うことになります。

（2）管理経費（市が支払う経費に含まれるもの）

管理運営経費の算定方法の詳細は、協定において定めます。

ア　人件費（退職給付引当金を含みます。）

イ　事務費（旅費、消耗品費、食糧費、燃料費等）

ウ　管理費（施設管理費、清掃費、設備機器管理費、修繕料等）

※　当該事業により発生する公租公課（例：事業所税）は、協定書に別段の定めがある場合を除き、指定管理者の負担となりますので、事前に調査が必要です。

※　管理運営経費の見積りにおいては、消費税及び地方消費税の税率を１０％で計算し、経費に含めてください。

（３）指定管理料の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書に定める方法により支払います。

（４）口座の管理

指定管理者としての業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

（５）利益の還元（剰余金の取扱い）について

ア　趣旨

指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元することも必要となるため、以下のとおり利益の還元をお願いしているところです。

イ　還元額

指定管理者は、一事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の１０％に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の１０％に当たる額の差額の２分の１の額を市に還元するものとします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算します。

なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

【例】

①自主事業に係る収支が黒字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	1,000万円	700万円	300万円
自主事業	500万円	400万円	100万円
合計	**1,500万円**	**1,100万円**	**400万円**

利益の還元額＝（400万円－1,500万円×0.1）／２＝125万円

②自主事業に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	**1,000万円**	**700万円**	**300万円**
自主事業	100万円	300万円	▲200万円
合計	1,100万円	1,000万円	100万円

利益の還元額＝（300万円－1,000万円×0.1）／２＝100万円

③指定管理業務に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	900万円	1,000万円	▲100万円
自主事業	500万円	300万円	200万円
合計	**1,400万円**	**1,300万円**	**100万円**

利益の還元額＝（100万円－1,400万円×0.1）／２＝▲20万円（利益の還元なし）

ウ　還元方法

教育委員会との協議に基づき、次のいずれかの方法により還元するものとします。

（ア）市の発行する納入通知書により市に納付する方法

（イ）次年度以降の指定管理料を減額する方法

１０　審査選定

（１）選定方法

提案書の内容等を以下の基準により審査し、本施設を最も適切に管理することができると認める法人等を選定します。

ア　市民の平等な利用を確保するものであること。

イ　本施設の管理を安定して行う能力を有すること。

ウ　本施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ　本施設の効用を最大限に発揮するものであること。

オ　管理に要する経費を縮減するものであること。

カ　その他市長（教育委員会）が定める基準

（２）審査基準

指定の基準・審査項目		配点
1	市民の平等な利用を確保するものであること。	５点
	（１）管理運営の基本的な考え方	５点
2	施設の管理を安定して行う能力を有すること。	４０点
	（１）同種の施設の管理実績	５点
	（２）団体の経営及び財務状況	５点
	（３）管理運営の執行体制	５点
	（４）必要な専門職員の配置	５点
	（５）業務移行体制の整備	５点
	（６）従業員の管理能力向上策	５点
	（７）施設の保守管理の考え方	５点
	（８）什器及び備品の管理、清掃、警備等	５点
3	施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。	１０点
	（１）関係法令等の遵守	５点
	（２）リスク管理及び緊急時の対応	５点
4	施設の効用を最大限発揮するものであること。	６５点
	（１）開館時間、休館日の考え方	５点
	（２）利用料金の設定及び減免の考え方	５点
	（３）施設利用者への支援計画	５点
	（４）施設の利用促進の方策	５点
	（５）利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	５点
	（６）施設の事業の効果的な実施（常設展示事業・ワークショップ）	５点

	（７）施設の事業の効果的な実施（企画展示・サイエンスショー）	５点
	（８）施設の事業の効果的な実施（教育普及事業）	５点
	（９）施設の事業の効果的な実施（プラネタリウム事業）	５点
	（10）施設の事業の効果的な実施（ボランティア事業）	５点
	（11）施設の事業の効果的な実施（科学都市戦略事業）	５点
	（12）成果指標の数値目標達成の考え方	５点
	（13）自主事業の効果的な実施	５点
５　施設の管理に要する経費を縮減するものであること。		３０点
	（１）収入支出見積りの妥当性	１０点
	（２）管理経費（指定管理料）	２０点
６　その他市長（教育委員会）が定める基準		１５点
	（１）市内産業の振興	３点
	（２）市内業者の育成	３点
	（３）市内雇用への配慮	３点
	（４）障害者雇用の確保	３点
	（５）施設職員の雇用の安定化への配慮	３点
合　　計		１６５点

※※補足

1. 提案書の内容から、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。
2. 得点差が満点の１％以内であるときは、同点と同一の取扱いとなります。

１１　関係法規

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

（１）地方自治法
（２）千葉市科学館設置管理条例（平成１８年千葉市条例第４４号）
（３）千葉市科学館管理規則
（４）千葉市行政手続条例（平成７年千葉市条例第４０号）
（５）千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）
（６）千葉市個人情報保護条例（平成１７年千葉市条例第５号）
（７）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）

その他関連する法規がある場合は、それらを遵守してください。

１２　参考資料

（１）千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（第２版）

指定管理者制度運用に関する本市の基本的考え等を示すものです。指定管理者による管理運営を含めた制度運用については、原則としてこのガイドラインに従うこととなりますので、ご確認をお願いします。

（２）千葉市科学都市戦略事業方針

「千葉市科学都市戦略事業方針」は、「科学都市ちば」の実現を図るため、長期的な視点に立って、本市の基本的な考え方と方針を明らかにしたものです。

１３　その他

（１）業務の継続が困難となった場合の措置

ア　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ　当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、業務の継続の可否について教育委員会及び指定管理者で協議するものとします。

業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、指定の取消しを行うものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ　指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第２順位、第３順位の応募者と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

（２）協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた事項又は協定書に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

（３）リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、教育委員会が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、より詳細なリスク分担については、教育委員会と指定管理者との協議により定めます。

種　類	リスクの内容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接影響する法令等の変更	○	
税制変更	教育委員会の事業及び本事業のみに影響を与える税制の変更	○	
	消費税及び地方消費税に係る税制の変更	○	
	指定管理者の利益に課される税制の変更		○
業務の中止・延期	教育委員会の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等(教育委員会が取得するもの)	○	

	上記以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
計画変更	教育委員会の事業内容の変更に起因する計画変更	○	
	上記以外の場合		○
運営費上昇	教育委員会の事業内容の変更に起因する運営費の増大	○	
	上記以外の場合		○
施設等の損傷	事業者の責めに帰すべき場合		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷	指定管理者が所有する備品等の損傷		○
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	教育委員会の事業内容の変更に起因する需要変動	○	
	上記以外の場合		○
利用者への対応	施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害		○